（別記第８号様式）

**特定証券情報**

【表紙】

【公表書類】特定証券情報

【公表日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【有価証券報告書の提出状況】

【投資者に対する注意事項】

１　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。

２　特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第２１条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第２７条の３３において準用する法第２１条第１項第１号及び法第２７条の３４において準用する法第２２条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】

１　【新規発行社債】(４)

|  |  |
| --- | --- |
| 銘柄 |  |
| 記名・無記名の別 |  |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） |  |
| 各社債の金額（円） |  |
| 発行価額の総額（円） |  |
| 発行価格（円） |  |
| 利率（％） |  |
| 利払日 |  |
| 利息支払の方法 |  |
| 償還期限 |  |
| 償還の方法 |  |
| 特定投資家向け取得勧誘の方法 |  |
| 申込証拠金（円） |  |
| 申込期間 |  |
| 申込取扱場所 |  |
| 払込期日 |  |
| 振替機関 |  |
| 担保の種類 |  |
| 担保の目的物 |  |
| 担保の順位 |  |
| 先順位の担保をつけた債権の金額 |  |
| 担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利 |  |
| 担保付社債信託法上の受託会社 |  |
| 担保の保証 |  |
| 財務上の特約（担保提供制限） |  |
| 財務上の特約（その他の条項） |  |
| 格付に関する情報 |  |

２　【社債の引受け及び社債管理の委託】(５)

(１)　【社債の引受け】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額（円） | 引受けの条件 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 | ― |  |  |

(２)　【社債管理の委託】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　【新規発行による手取金の使途】

(１)　【新規発行による手取金の額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|  |  |  |

(２)　【手取金の使途】

第２【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

１　【売付け社債】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 銘柄 | 売付け券面額の総額又は売付け振替社債の総額（円） | 売付け価額の総額（円） | 売付けに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|  |  |  |  |

２　【売付けの条件】(６)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 売付け価格（円） | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金（円） | 申込受付場所 | 売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 | 売付けの委託契約の内容 |
|  |  |  |  |  |  |  |

第３【その他の記載事項】

第二部【企業情報】(７)

第１【企業の概況】

１　【主要な経営指標等の推移】

２　【事業の内容】

３　【関係会社の状況】

第２【経理の状況】

【連結財務諸表等】

(１)　【連結財務諸表】

①　【連結貸借対照表】

②　【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】

③　【連結株主資本等変動計算書】

④　【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤　【連結附属明細表】

(２)　【主な資産及び負債の内容】

(３)　【その他】

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】(８)

第四部【発行者の保証会社の情報】

第１【保証の対象となっている社債】(９)

第２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(１０)

第３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(１１)

１　【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】

２　【企業の概況】

３　【経理の状況】

（記載上の注意）

(１)　一般的事項

ａ　記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第２０９条第５項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。本記載上の注意に記載のない事項については、第３号様式の記載上の注意(１)のｂからｄまで及びｇからｊまで、(２)、(３)、(５)から（７）まで、（９）、(１０)、(１７)、(１８)のｂ及びｃ、(１９)のｂ及びｃ、(２０)のｂ、ｃ、ｅ及びｆ、(２５)から(２８)まで、(６５)から(６７)まで、(７０)並びに(７１)に準じて記載するものとする。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

ｂ　記載事項及び記載上の注意は、内国社債について示したものであり、内国社債以外の債券については、「社債」とあるのを「債券」と改めるなど、これに準じて記載すること。

ｃ　発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部　証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）において公表しないことができる。この場合において、当該特定証券情報において公表しなかった事項につき、その内容が決定したときは、特例第２１０条第２項に従い、訂正特定証券情報を公表すること。

(ａ)　各社債の金額

(ｂ)　発行価格（又は売付け価格）

(ｃ)　利率（取得勧誘の場合に限る。）

(ｄ)　申込証拠金

(ｅ)　申込期間

(ｆ)　申込取扱場所（又は申込受付場所）

(ｇ)　払込期日

(ｈ)　利息の支払場所（取得勧誘の場合に限る。）

(ｉ)　引受人（又は売付けの委託を受けた者）（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

(ｊ)　引受金額及び引受けの条件（又は売付けの委託契約の内容）

(ｋ)　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所（取得勧誘の場合に限る。）

(ｌ)　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件（取得勧誘の場合に限る。）

(２)　本様式表紙の記載の特例

発行者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に係る特定証券情報（補完）を公表する場合には、本様式の表紙の「有価証券の発行価額又は売付け価額の総額」と「取引所金融商品市場等に関する事項」の間に、次に掲げる事項を記載するものとする。この場合において、「プログラム情報の内容」欄には、プログラム情報に記載した各記載項目の内容を記載すること。

【プログラム情報の内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 公表日 |  |
| 発行予定期間 |  |
| 発行残高の上限 |  |

(３)　本様式第一部の記載の特例

発行者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に係る特定証券情報（補完）を公表する場合で、かつ、当該プログラム情報に本様式第一部に掲げる事項が記載されている場合には、当該プログラム情報の記載を参照すべき旨を記載して、本様式第一部の当該事項の記載を省略することができる。

なお、この場合において、発行者が提出したプログラム情報に記載された事項及び本様式に基づき特定証券情報（補完）として記載された事項は、それぞれ法第２７条の３１第１項に規定する特定証券情報の内容を構成する。

(４)　新規発行社債

ａ　「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。

ｂ　当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。

ｃ　「発行価格」の欄には、券面額１００円についての発行価額を記載すること。

ｄ　「振替機関」の欄には、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第２項に規定する振替機関をいう。以下このｄにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。

ｅ　「特定投資家向け取得勧誘の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行（社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。）等の特定投資家向け取得勧誘の方法の概要について記載すること。

ｆ　「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで特定証券情報を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｇ　「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。

ｈ　「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。

ｉ　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｊ　「発行価格」を記載しないで本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）を提出する場合には、「発行価額の総額」は特定証券情報提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

ｋ　「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。

また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

ｌ　「格付に関する情報」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより格付を付与した格付業者の名称を記載すること。なお、複数の格付業者から格付を取得している場合には、これらのすべてについて記載すること。

 (５)　社債の引受け及び社債管理の委託

ａ　社債管理者を設置する場合であって、社債管理者が決定していないときには、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。

ｂ　「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

ｃ　「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。

ｄ　「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）を公表する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(６)　売付けの条件

「売付け価格」の欄には、券面額１００円又は振替社債の金額１００円についての売付け価額を記載すること。

(７)　本様式第二部の記載の特例

ａ　継続開示会社

１年間継続して有価証券報告書を公表している発行者は、表紙にその旨を記載すること。この場合においては、本様式第二部の記載を省略することができる。

ｂ　発行者情報の参照方式

１年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第２７条の３１第３項の規定により、当該発行者に係る直近の発行者情報及び訂正発行者情報（以下「参照情報」という。）を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部の記載を省略することができる。この場合において、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第４条第２項第１号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第２条第２項第１号ハ及びニ（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、同項第２号ハ及びニとする。）に掲げる事項に関する情報については参照情報を参照するべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載する方法とする。

ｃ　プログラム情報を公表している場合

１年間継続して有価証券報告書又は発行者情報のいずれも公表していない発行者が、プログラム情報を公表しており、当該プログラム情報に係る特定証券情報（補完）を公表する場合には、当該プログラム情報の第二部を参照すべき旨を記載したときには、本様式第二部の記載を省略することができる。

(８)　経理の状況

ａ　連結財務諸表等について、特例第２０９条第５項に規定する会計基準のうちいずれかの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。

ｂ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その旨を記載すること。

ｃ　連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

ｄ　連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。また、最近２連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を記載すること。

ｅ　最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

(９)　連結財務諸表

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ｂ　連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

ｃ　連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。

(１０)　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。

(１１)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

(１２)　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。

(１３)　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(１４)　本様式第三部の記載の特例

ａ　継続開示会社

１年間継続して有価証券報告書を公表している発行者は、表紙にその旨を記載すること。この場合においては、本様式第三部の記載を省略することができる。

ｂ　継続開示会社以外の発行体

当該有価証券以外の有価証券に関する事項を記載すること。ただし、本様式第二部において、当該有価証券以外の有価証券に関する事項を記載している場合には、本様式第三部の記載を省略することができる。

(１５)　保証の対象となっている社債

当該公表が売付けに係るものである場合に、保証の対象となっている社債について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、発行者の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(１６)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

当該公表に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合には、その旨を記載すること。

(１７)　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ａ　当該公表に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

ｂ　「２　企業の概況」及び「３　経理の状況」の事項については、本様式「第二部　企業情報」の「第１　企業の概況」及び「第２　経理の状況」に準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。